

若狭国府・濃飯駅家間における古代北陸道

——北川河谷の交通の歴史地理 その一——

金 坂 清 則

一 はじめに

近世国絵図の中で交通関係の記載が最も充実している正保国絵図の一つである「若狭国絵図」(内閣文庫蔵)や「若狭敦賀之絵図」(酒井家文庫蔵)には、若狭と京・近江を結ぶ多くの道筋の中で、若狭街道と知坂越が「本道」として太く描かれている。だが、小浜から南川をさかのぼり知(井)坂をこえて京都へ出る後者の道よりも若狭街道の方が重要であった。このことは、朽木谷經由の狭義の若狭街道の場合にはその距離の短かさ、今津經由の広義の若狭街道の場合には、これが琵琶湖水運——日本海側と都との間の物資輸送の動脈——と、敦賀同様最も都に近い要港小浜を結びつける道であったことからして、容易に認められる。もちろん、通過地域の地形条件の面でも最もよいのはこのルートであり、したがって、これが若狭と京・近江を結ぶ道の中で最重要であることは今も変わらない(国道三〇三号線)。いな、近世以前においても、前記の理由ゆえに、最重要だったのはこの若狭街道ルートである。このことは少なくとも古代にまでさかのぼって認められる。そしてこれを裏づける事実としては、①北川河谷が狭いながらに若狭

国では最もまとまった平野をなし、開発も古墳時代以来進み、それをうけて律令時代には古墳時代の地域中心(1)の西方に国府や国分寺などが設けられて若狭国の新しい核になっていたことと、②『延喜式』主税上に「若狭国……海路（自勝野津至大津）」とあることをあげればさしあたり十分であろう。③は公の物資輸送が琵琶湖の勝野津經由で行なわれていたことを示すが、それ以前から、塩・魚などの海産物を都へ送り、御食国としての役割(2)を若狭国が果たすルートの一つにあたっていたのは、この北川河谷であった。

けれども、歴史地理学的にみると、具体的な道筋の問題が残る。近世の若狭街道の場合は、前記の二つの国絵図などの絵図や正式二万分の一地形図・空中写真の分析と現地調査などによって具体的な道筋を容易に復原でき、峠の交通状態さえわかるのに対し、古代の官道については、その道筋は明らかでない。北川河谷の交通の歴史地理の問題としてはこれは解決しておかなければならぬことである。本稿はこの解明にむけての一つの試みである(3)。

二 若狭国への官道のルートと直線的計画道路の可能性

『延喜式』兵部省には「若狭国駅馬（弥美、濃飯、越前国駅馬、松原八疋）……」と記されている。両駅家の具体的な場所は明らかではないが、既往の諸説の中では弥美駅家(4)を耳川下流域に、濃飯駅家(5)を北川北岸の上野木・下野木付近か同南岸の平野（ひらの）にあてる説が妥当である。それゆえ、若狭国府から、のちの丹後街道・国道二七号線にあたる道によって濃飯・弥美両駅家をへて越前国松原駅家に至る官道があったことはいうまでもない。しかし一方、わざわざ越前国松原駅家を經由せずに近江国三尾駅家(6)から濃飯駅家をへて直接若狭国府へ至るルート——捷路があったことも当然で、既知のことに属している。しかし、具体的な道筋についての解答は得られていない。

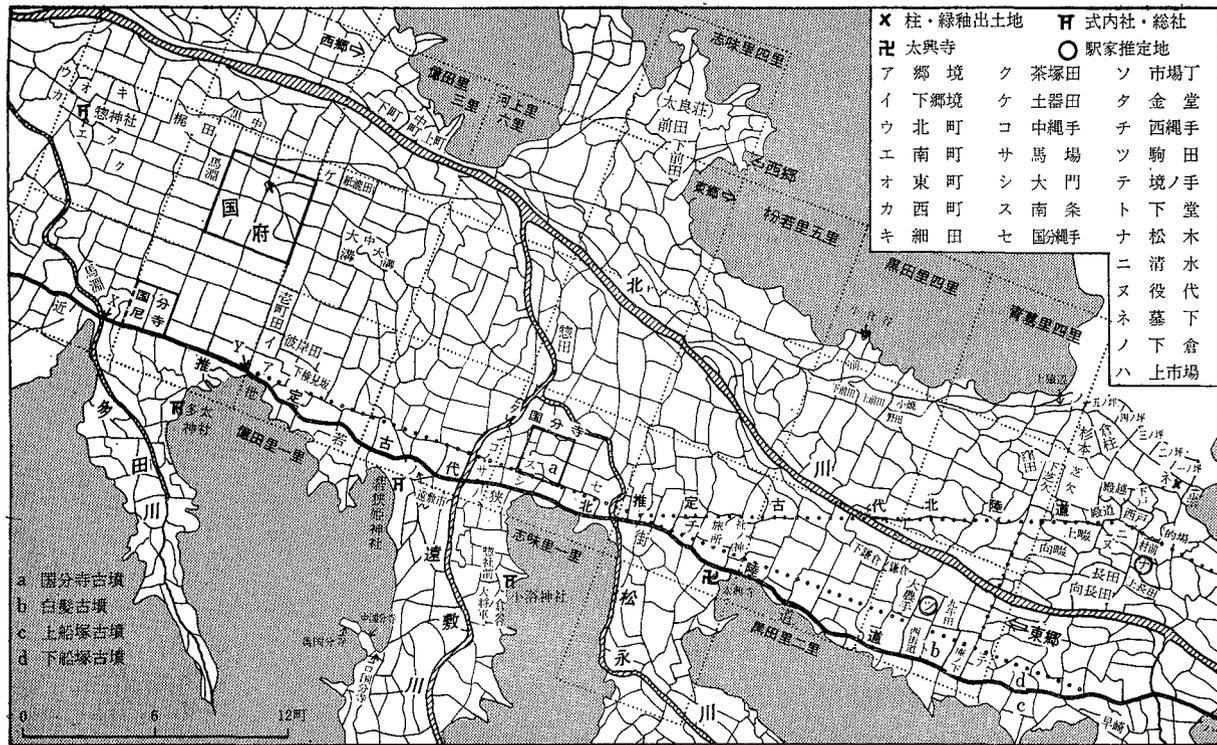


図1 若狭国府・濃飯駅家間の古代北陸道と主要施設の立地および13世紀中頃の郷里
 (須磨千頼原図を一部修正してベースマップとし、必要事項を補記して作成)

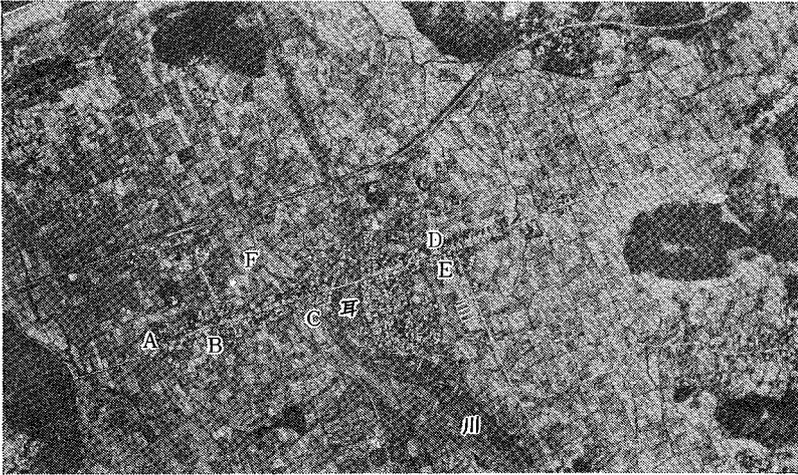


図2 弥美駅家付近の古代北陸道と条里地割

(A: 馬作, B: 早稲田, C: 早子, D: 大道ノ下, E: 駒ヶ田, F: 獅々塚古墳)

そこで、北川河谷を貫く古代北陸道が若狭国府と濃飯駅家間では、どこをどのように通っていたのかについて、「古代官道は平野部では直線の計画道路であった」という近年の考え方に基ついて検討した。その結果を結論的に示せば図1のようになる。以下、その推定根拠を提示しつつ考察を進めたい。

まず、隣国越前国についての研究から、他の官道と同じく北陸道でも平野部では直線の計画道路のあったことが認められる(?)のみならず、若狭国についても、弥美駅家の遺地と想定される美浜町郷市付近において古代官道に由来すると考えうる、条里地割に一致する直線的な道筋を復原できる(3)(図2)。またその少し国府寄りの同町気山地籍で検出される小字造道つくりみちは古代の計画道路に因むものである可能性がある。これらの点からすると、若狭国の核心地域をなし、条里も最も整然と施行されていた北川河谷において、直線の計画道路があったと考えるのは不合理なことではない。

しかも、若狭国府に関する既往の諸説の多くが条里地割と

同一方向の国府域を想定しており、このことはやはり認められよう。いわゆる農村計画と都市計画との空間的関連が指摘できるわけである。ところが、足利や木下らの研究⁽⁹⁾によれば駅路(官道)が地域(整備)計画の基準になり、国府の立地とも密接に関係していたと考えられる。したがって一層、ここで直線の計画道路を想定するのは合理的である。その上、官道との位置関係の点では国府よりもむしろ強いといわれる国分寺については、若狭国分寺の場合、条里地割と一致する方二町の寺域を有していたことが発掘によって確認されている⁽¹⁰⁾。また、直線の行政界が律令的地域(整備)計画の一部をなすことが明らかになっている⁽¹¹⁾ことからすると、遠敷郡の郷界線が条里に則る形で直線的に設定されていたことは、官道についてもそれが直線の計画道路であったことを窺わせる。

三 松永川以西における直線的計画道路推定の根拠と国府・国分寺・国分尼寺

(一) 国府域の推定との関連において

では、その直線の計画道路を図1のように推定できる根拠は何か。

まず指摘されるのは、山麓に沿いゆるやかにうねりながら東西走する北川河谷の近世若狭街道のうちでX—Y間が直線的になっていて特異である上に、それが条里地割を踏襲している点である(図3)。しかも、遠敷川と多田川⁽¹²⁾の小山地の北麓端のY点は小字「郷境」の南西端にあたっており、この小字の西辺を北へ延ばした線は、古く、米倉⁽¹³⁾が「若狭中手西郷里田内検帳案」にみえる西郷の西辺にあたることを見出し、近年、須磨⁽¹⁴⁾が西郷のうちの一億田里一里の西辺にあたることを明示した線である。線上のY点はこの里の、実質的には南西端にあたる(この点以南は山地なので)。したがってY点は、この東西と南北両方向の地割上にある点として注目される。ところが、

このうち東西方向の地割¹¹道には、さらに、①それが里の界線でない(里の界線の北二町の部分を東西走する坪界線にすぎない)にもかかわらず極めて明瞭であり、②その上、七町離れたX—Y間のうち西から五町が大字木崎・大字和久里と大字多田との大字界をなしている⁽¹⁴⁾という注目すべき事実がある。

さて、この地割については、すでに藤岡が国府の復原に際して着目している。つまり氏は、国府を府中集落に求めた米倉説の問題点を指摘した上で、地形条件や、若狭街道經由で国府と琵琶湖の勝野津が結ばれていたことを考慮し、X点からY点の一町手前までの六町を南辺とする国府域を推定する⁽¹⁵⁾。しかし、その場合に方六町域内に入る藪田・金堂・的場・鐘撞田などの小字名はむしろ寺院跡に近い感じがするとし、この推定地の北東にもう一つ方四町の国府域を推定する。そして、いずれが国府跡かは判定できないとしながらも、前者について、寺院跡とするには前記の小字の分布範囲が広すぎるし、国分寺でもないという問題点があると述べる。この点からすると、後者の国府域に分があるともみているように思われるが、その後『国府』⁽¹⁶⁾では前者のみについて記している。結局、X—Yを結ぶ地割について氏は国府の南辺という意味を与えきらなかったといえる。しかしこのことは、この地割が直線的官道の一部をなすと考える筆者にとって不都合にはならない。

もちろん、そう考える以上は国府域を別の場所に想定せねばならない。また、国府は条里よりも官道との空間的關係がむしろ強いといわれているし、若狭国府についても官道との空間的關係があると推察される。そこで——国府域の推定は本稿の直接の課題ではないが——、それを図4のように想定する根拠について述べることにする。

そのためには、筆者の推定地と空間的に近い大森説⁽¹⁷⁾の問題点の指摘から始めるのがよい。氏は自説の根拠として、①小字黒中を国中の転訛と解すと国衙がしのばれ、この小字と南の二つの小字を加えると方二町という一般的な

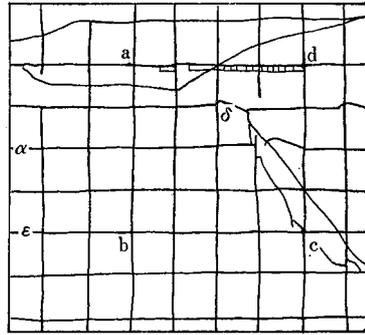


図4 国府域の推定 (a・b・c・d) と条里地割

国府域が画され、また、②この付近で土器や布目瓦が出土するので瓦葺の政庁を想像でき、③この方二町を中心とする方六町の国府域をとると、それは条里に合致し、④方六町域内に瓦毛田・楡物田などの生産給田に由来する小字がある——以上の四点を挙げる。けれども、これらについては次のような疑問がある。

その一つは、氏が示す図では、国庁が国府の中心を占めるとすると国府域の東辺が条里の界線から一町ずれる形になるし、条里の界線に合致した方六町をとると国庁が中心から東へ一町ずれる形になる点である。また木下の指摘(18)に従えば、国庁が国府域の中心を占めること自体も考え難い。しかも

氏はX—Yを結ぶ地割が条里の基準線だと誤ったため、その北六町の東西方向の地割が国府の南辺にもなって国府と条里が合致すると解したが、里の界線はX—Yを結ぶ地割の二町南にあることが須磨の詳考から認められるので、国府の南辺は(したがって北辺も)、条里の界線と合致していない。さらに、氏は小字「郷境が東西線、南北線にまたがっている」と述べるが、氏の図に示されている郷境の位置は実際より西へ二町ずれている(19)。したがって、氏のいう国府の東辺と西辺も、実は里の界線に合致していない。また、国衙が黒中へ転訛したという解釈にもやや無理があるし、方二町域も明瞭ではない。瓦毛田・楡物田は興味深い地名であるが、生産給田に由来するという根拠が記されていない。布目瓦の出土は注目されるが、氏からの聞きとりによると、これは聞き伝えによるもので、場所ははっきりしない。

かくして大森説は認められない。しかし、地形や条里地割の残存状態あるいは藤岡の指摘する遺物出土地点などからすると、国府域は両氏の推定地から大きく外れることはなく、府中集落²⁰の部分よりは大字府中・和久里の東の部分にあった可能性が高いと判断される。

ところが、国府に結びつくと考えられる考古学的資料が、後述のものを別として現在のところなく、地名にも国府の比定や国府域の画定に積極的に生かされると考えられているものはない。したがって、国府域の推定にあたっては、まず次の二点を確認し重視してかかるのがよいと思われる。

その一つは、(A)過去において重要な意味をもっていた地割はそれゆえに本来の意味を失ってからも残存して、村界や大字界などの行政界をなすことが少なくない⁽²¹⁾ということ、今一つは、(B)米倉の最近の研究⁽²²⁾に依拠すると、若狭国府の場合、国の昇格にもなつて国府域が拡張された可能性が想定されることである。

このうち、(B)は次のように敷衍される。すなわち、国府の規模は国の等級に対応するので国の昇格にもない国府の拡張や移転が行なわれたと考える米倉は、若狭国府に関して、①藤岡が方六町の国府域を推定したのは若狭国が上国になったと誤解したためであると指摘するとともに、②若狭国は中国に昇格したものの扱いは下国に準じたから、昇格が国府の拡大にまで及んだかは疑問であるが、もし拡大移転したのなら「府中国庁址から東南の方六町址に移ったことも考えられる」と述べた。つまり、国府を府中集落の小字北町・南町・東町・西町の方二町を中心とする地域に求める自説を保持する一方、藤岡の方六町説にも含みを残した。しかし、地名からみても、また藤岡が指摘したように地割や地形条件からみても、さらには官道と国府との間に密接な関係があったという近年の研究成果を満たし難い地域にあたることから、国府が府中集落にあったとは考え難い。したがって移転は想定し難く、可能性としては

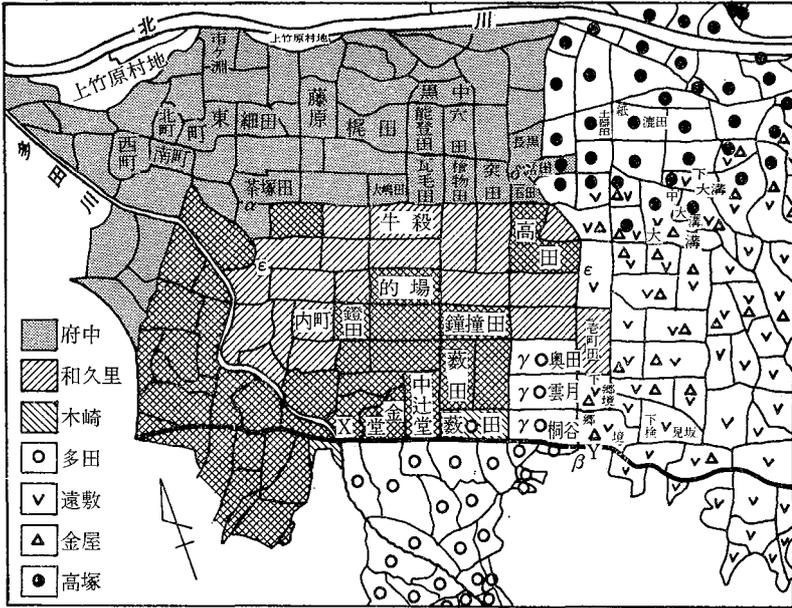


図5 国府周辺における大字のひろがりと主な小字地名

拡幅の方があつたらう。そして、もし拡幅されたとする
と、国府は一般に偶数町の方形をなすという木下の指
摘(23)をふまえれば、米倉が下国の場合の規格と考える
方五町ではなくて方四町から方六町への拡幅を想定する
方がよいだらう。

以上の(A)・(B)に留意して検討すると、まず一つの小字
の中に二〜四もの大字の土地が入って地籍が著しく錯綜
し、大字界を一本の線で画するのが困難であるという特徴
的な状態が大字和久里と木崎の間や大字遠敷と金屋の間
のみならず北川河谷の平野部で一般的にみられる(24)(図
5)中で、

α 東西方向では、府中と和久里・木崎の間の大字界
が、

β 南北方向では、旧今富村と旧遠敷村の村界が、共
に明瞭な線で画されていることが注目され、これら
が重要な線であつたことが窺われる。また、

γ 多田川流域に広がる大字多田の一部が大字和久里

・木崎と大字遠敷の間に、地籍の錯綜を伴わずに介在していることも目をひく。

このうち、 α の大字界は、藤岡⁽²⁵⁾が方四町の国府域の推定に際し、「小朱雀大路にも当たるべき」この道は幅一間近く、古くからの道であるとして注目したものである。小朱雀大路の解釈はともかく、旧村内の大字界が一本の線で画せないのが一般的なこの地域にあって大字界が明瞭なことは特異であり注目される。しかも、筆者が重視したいのは、この度、この線の北一町の小字石田の北西部分 δ で一〇世紀頃のものとして推定される建物跡が直径約三〇センチメートルの柱や緑釉土器と共に発掘され、大森によれば、玉置遺跡のレベルないし庄官クラスの住居跡とみられるという点である。発掘中なので軽率な推察は慎むべきであるが、柱穴列が条里地割に一致するとみられているという事實は、緑釉土器の産地が京と推定される⁽²⁶⁾ということとあいまって、この府中遺跡が普通の集落跡以上のものではないかということを感じさせる(藤岡が祝部式土器が出土したと記した場所はこのすぐ北東にあたる)。

次に、条里地割を踏襲して南北六町にわたって走っている β の線は、途中、南北に二坪分ある小字老町田の部分で東へ一町はり出したのち戻っている⁽²⁷⁾。この線が注目されるのは、単に明瞭な行政界をなすのみならず、旧村界としては山麓から六町北のところまで終わる(二万分の一地形図 \triangle 図3 ∇)があと一町北まで南北方向の村界をのばしているのは誤りであることが、地籍図の検討からわかる)ものの、地割の方はそのまま北川の対岸まで連続しており、しかもこの線は西郷の西辺、すなわち、南北に並ぶ億田里の一里、同二里、同三里の西辺にあたっている(前述)からである。この線の西の旧今富村と東の旧遠敷村のそれぞれの中では、大字界を一本の線でひけない状態になっている(図5)のに、この旧村界を越えては地籍の錯綜がないという対照的な事實は、旧村界が重要な線であったことに由来しよう。しかも、その西辺が旧村界に踏襲されている億田里二里と同一里の部分は、少なくとも一三世紀中頃には、

東郷と西郷の中では田地として利用されている割合の最も高い里であった。文永二年（一二六五）三月の「若狭中手西郷里田内検地帳案」⁽²⁸⁾と「若狭遠敷郡東郷検田帳案」⁽²⁹⁾が示すこの事実と、国分寺の方二町域がこの史料によって田地でない四カ坪として明瞭に画されている⁽³⁰⁾のが判明したこと、および当時国衙が存在したことからすれば、国府域は億田里の西辺以東には及んでいなかったと推察される。また、緑釉土器が出たのがこの線の西約二町のところであることをもふまえるならば、この線を東辺とする形で国府域が設定され、国府域の東辺を基準に西郷の西辺が定められたと推察しえよう。興味深いのは、前記史料と同年一月の「若狭国惣田数帳」⁽³¹⁾によると国衙分と朱書されている雑色名十町八反強の約八割が、西郷の西に隣接し国府があったと考えられる志万郷に分布するほか、西郷では筆者の推定国府域に東接する億田里二里のしかも国府側三町内に集中して分布すること、また「若狭国惣田数帳」によると、土器作⁽³²⁾もこの里にあたり、国衙に所属する織物技術者である織手に因む織手名もこの里と東の河上里五里に偏在することである。このような一三世紀中頃の名の分布は国府域の推定の傍証となろう。

そこで次に、国府域を方四町とみなして西辺にあたる部分をみると、図4・6に示すように明瞭な地割が小字界をなす形で存在する。しかもこのようなありようは、この線を南へ延長しても認められる。また、この西辺に接するよう推定国府域内に入る小字檜物田は、その給田が「国衙在庁に付属する土地」⁽³³⁾である細工保^{さいくのまほ}にあったことが「若狭国惣田数帳」にみえる檜物に因むものと考えられる。以上によって、国府域の東西両辺は一応画定される。

次に南北両辺の推定にあたっては、大字界をなす前述の α の地割の二町南にある地割 ϵ が、東西方向の地割の中で最も明瞭なものの一つであるのみならず、小字界を連ねており、正式二万分の一地形図にも直線の道として記載されている事実（図3）に着目したい。

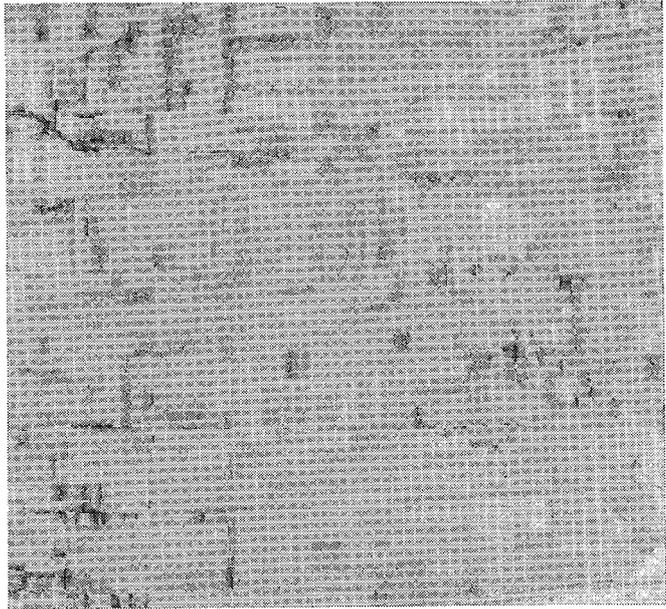


図6 空中写真にみる国府付近の地割

国府城が方四町であるという仮定に結びつけてこの事実に着目するとき、この二本の線については、(ア)大字界 α が国府の北辺で、後者の道 ϵ が国府の東西方向の中軸線にあたるという可能性と、(イ)大字界 α が中軸線で、後者の道 ϵ が国府の南辺にあたるという二つの可能性が考えられる。ところが、(ア)の場合には緑粘土器と柱の出土地 δ が国府城の北辺を外れる点で問題である。したがって(イ)の方が妥当であるということになる。この場合、北辺にあたる部分は、その南約〇・五町の部分を東西走する水路が小字界になっているため小字界には一致しないが、地割としては明瞭に残っているので問題ない。むしろ、空中写真によると約二〇メートル幅の縞状の耕地が北辺に沿って東西に連続する形になっている(図4・6)ことが注目される。

と和久里・木崎にまたがるから、「此地(府中村)もとは国府とも云へりと里人言傳へたり、…郡府の右馬四郎…を府中の右馬四郎とも書り」という『若狭旧事考』(35)の記述にもたがわれない。またこの方四町城の周囲は条里地割の

最も明瞭な地域をなすが、そのうちで一三世紀中頃に東郷と西郷に属していた部分は、両郷域内において田地としての利用率が最も高いところにあたっており、したがって、それ以前においても国府は安定した耕地によって囲まれていたことが推察される。またこの方四町域は、この東へ東南の部分よりやや低い、府中集落付近よりは二メートル前後高く、四〇六メートルの高度があるので地形的にも問題はなく、土地条件の最もすぐれた地域をなしていたと考えてよい。さらに、この方四町域の東南から北辺中央にかけては土地改良以前には小河流が流れていたが、水路状のもので条里地割の乱れが意外にみられない(図6)ので、同じく国府域の画定上の支障にはならない。むしろ、この水路が直線的であり、かつ郷境から北進してきた村界がこの水路と交わる部分でこれに沿うように北西にふれる形になっており、しかもこの水路が先述した国府北辺約〇・五町南の小字界をなす水路につながっている点が目される。

国庁の位置を窺わせるデータはないが、先に注目した⁷にかかわる大字多田と木崎・和久里との大字界を北へ延長すると小字界をなしつつ方四町域の南北の中軸線に連なっていく、地割としても明瞭であることや、国府域の東西方向にも明瞭な中軸線があること、および、小字常田じょうでんを庁田ちやうでんからの転訛と解すと国庁跡が想起されることなどからすると、両中軸線の交点の北に国庁を想定する(36)のが妥当であろう。この場合、先述の水路がこの部分を走るといふ問題はあがるが、方一町程度の国庁域なら、先述した柱と緑釉土器の出土地点を含むことになるし、この東にあって須恵器を出土する小字常田の一部を含むことになる。

最後に、方六町域への拡幅の可能性については、否定する方がよいと考える。それは、若狭国が中国になったものの下国に準じる扱いを受けていることや、元来が御食国という特別な下国として二郡(のち三郡)だけで成立した国である(37)こと、また下国から中国へ昇格した国々の推定国府域の規模(38)、『和名抄』の田積や『延喜式』出挙稲の規

模における低い地位などから類推される若狭国の国勢³⁹、さらには次の理由による。すなわち、もしこの方四町域から拡幅されたとする、それは西へ二町、南と北へ各一町広げ、里に合致する形にしたと想定するのが最も自然であり、そうすると瓦毛田という小字も拡幅部分に入るし、地割の点でも問題はないけれども、拡幅部分にあたる小字能登田・穴田からは、このたびの発掘調査によって遺構や遺物が検出されなかったからである。なお、この両小字のさらに西の大嶋田・細田・茶塚田・梶田などからも遺構や遺物は検出されなかった⁴⁰が、このことも、筆者の想定地の妥当性を高めよう。

このようにして推定された、そして藤岡の方四町域を西へ三町ずらした形になる国府城(図4、a・b・c・d)は、従来指摘のある水運の利用⁴¹という点でも妥当な位置といえるであろう。また、北川河谷の条里が正方位でなく約一七度三〇分東偏しているのは、官道が基準になったためであると解されよう。さらに、①律令盛期には原則として国府に駅家が置かれていたと考えられること⁴²や、②前記史料に国衙分として御厩名があること、③また濃飯・玉置駅家(後述)と国府とが五キロメートル前後離れるので両駅家がいわゆる国府駅でないことなどからすると、国府付近に駅家が想定されよう。もちろんその場所となると詳らかではないが、「若狭国惣田数帳」によると御厩名七町七反百六十步中六町七反二百廿歩が、西郷の西に隣接し国府があったであろう志万郷に分布することからすると、国府とその南の官道との間、あえていえば、小字沓町田付近に想定するのがよいかと思われる。

以上、少し長くなったが、要するにX—Yを結ぶ地割が官道の一部であるということ为国府城の推定⁴³にかかわって述べた。しかし、X—Y間以外の部分についても官道である根拠を示さねばならない。以下そのような根拠の幾つかを示してみたい。

(二) 国分寺・国分尼寺との関連において

第一に注目されるのは、X—Yを結ぶ線を東へ延長すると、その方位が条里に合致し、方二町の規模であったことが発掘で確認され、しかもその方二町域が「志味里一里の一六・一七・二〇・二一の四カ坪」と「ものの見事に一致する」ことが須磨によって明らかにされた国分寺域の南辺に至ることである。X—Yを結ぶ線が里の界線の北二町の坪界線であることは前述したが、氏によって国分寺域の南辺もまた志味里一里の界線から北二町の坪界線であることが明らかにされたいま、X—Yを結ぶ線と国分寺の南辺が一直線で結ばれることは確実である。「多くの国々の国分寺は、あたかも国家の権威をデモンストレートするように、通過する官道に北接し、また官道に近い所に南面して営まれた。……一般的に国分寺と駅路との関係は密接であったといつて誤りない」という足利の指摘(4)にそう形になる。このことは、X—Yの延長線上の地割が官道であることを裏づけるものとみてはば間違いない。しかも、国分寺域東辺の東一町にある小字国分寺繩手(45)はその西辺が旧遠敷村と旧松永村の村界をなす(図3)と共にその南辺が国分寺域の南辺に一致し、官道の推定線上にあたっている。またYと国分寺の間の地割は、遠敷川の河道変遷による条里地割の乱れもあって余り明瞭ではないが、断片的には認められる(図7)し、国分寺の南西隅付近には大門・南条・中繩手・馬場などの小字がある。

若狭国分寺の特異な点として寺域内(塔の南西)に推定官道に沿うように径約四五メートルの若狭国で最大級の円墳―国分寺古墳が立地することがある。このような例外的な処置をしてまで国分寺をこの地に設置した理由は詳らかでない(46)が、官道に南面し、河川に近く、また、若狭国の一宮の若狭彦神社と同二宮の若狭姫神社が鎮座する遠敷川河谷が官道に合する付近にあたるという位置のよさも考慮されたかと憶測される。



図 7 空中写真にみる古代若狭国核心部の地割

このような憶測をあえて記すのは、次の二点を述べたいからである。その一つは、平安時代末期以来、国衙の管理下におかれた国市だったと考えられている(47)遠敷市(庭)の遺地が若狭姫神社のすぐ北の小字市場丁であろうから、遠敷市が官道のすぐ南に位置する形になることである。このことは、府中集落よりも筆者の想定地の方が国府の場所として妥当なことを示している(先述の遺構が一〇世紀のものであることと、遠敷市が平安時代末期以来の国市であることからすると、この時期における国府の移転は考えない方がよいであろう)。もう一つの点は、存在したことは確実(48)なのにその遺地が不明である国分尼寺跡を以下の理由から図1に示す場所に求めると、その条件が国分寺のものと同様している(49)ので、国分尼寺の立地点をも官道推定の根拠にしえらるるからである。

その理由の第一は、足利の指摘をも考慮して若狭国分寺と官道さらには国府と官道との関係をみるなら、国分尼寺についても、官道に沿って南面し国分寺と国分尼寺が東西に並設されていたことが推察されることである。そこで、諸国における国分寺と国分尼寺との距離(49)をも考慮して妥当な地を探すと、有力な地名と考えられる金堂という小字地名が二カ所にあるのが注目される。その一つは国分寺域の北西隅から約一町の地点である。ここは明治九年當時は遠敷川によって国分寺域にあたる部分と画されていたが、条里地割と非条里地割の広がり方や前記二史料にみえる「川成」の分布からみて、遠敷川が元は北西流していたと判断される(50)ので、方一町未満の寺域なら国分寺と同じく遠敷川の右岸にあたることになる。しかし、地割が不明瞭であることや、国分寺との位置関係や距離に関する斎藤の指摘をもふまえれば、ここは必ずしも適当な場所とは考えられない。これに対し、推定国府域の南にありその南辺を官道が走っているもう一つの小字金堂の地は、国分寺から一七町も離れているという問題をもつが、次の諸点からみて、こちらの方が国分尼寺の遺地としてふさわしいと考えられる。すなわち、

①この地については、国分寺があったという伝説⁽⁵¹⁾があるが、国分寺が別の地で発掘されたのみならず、江戸時代にはそこに尼寺庵があつて国分尼寺跡であるという説⁽⁵²⁾があつた以上、逆に小字金堂の地を国分尼寺跡と解することは可能であろう。

②また、小字金堂と中辻堂を画すと、西辺を除く三辺が条里地割に合致して方二町域が明瞭である(金堂だけからなる方一町域も考えられる)。さらにこの地点が式内社多太神社の鎮座する多田川河谷が官道に接するところにあたり、河川にも近いというありようは、国分寺の場合と同じである。

③この場合、国分寺域との距離がかつて齋藤⁽⁵³⁾が検討した三四例中最長の讃岐国の場合の一八町に近い一七町にもなるが、国府付属寺院からの転用の可能性を憶測することによってきりぬけられよう。

④瓦が出土していないことは、国分寺の場合もそう⁽⁵⁴⁾なので問題にはならないだろう。

以上、松永川以西の部分について、官道の道筋の推定とその根拠を述べた。では、松永川以東についてはどのような根拠を指摘できるのか。

四 松永川以東における直線的計画道路の推定の根拠と駅家

第一は、西郷と東郷との郷界線がこの東西方向の地割とちょうど交わることになる松永川以東においても、これまでの推定官道の線をそのままのばすと、須磨が復原した東郷の東辺の一町手前までの約三里(二キロメートル)の間で断続的ながら地割が認められ(図8)、しかも、官道に関係のありそうな小字地名がこの地割に沿って分布することである。すなわち、松永川の東五町のところに旅所と社ノ神という小字が並び、その南辺が今問題にしている地割

に沿うが、旅所という小字は、直線的官道に沿って神社の御旅所が立地しているという日野⁽⁵⁵⁾の指摘に照らしてみ
て、また、社ノ神が並んである点で興味深い。しかも、旅所・社ノ神の南には、推定官道をはさんで、白鳳期の重要



図 8 空中写真にみる若狭国分寺と機飯・玉置駅家間の地割

寺院であり、国分寺に擬されたこともある太興寺⁽⁵⁶⁾が立地している。

次に、小字社ノ神の南辺をさらに約一〇町東へいくと駒田という小字が、西街道・光明・大農手・下堂という小字と共に分布する。駒田は駅家比定に割に用いられる⁽⁵⁷⁾地名であり、真柄はこれを根拠に濃飯駅家をここに比定している(前述)。駒田という地名だけではやや弱い、この小字が条里型地割をなすので、ここが古代に開発されていたと考えられる点や、推定官道にも沿うこと、あるいは、小字下堂には、式内社ではないが伏見天皇の寄附田が二反あるという伝えをもち⁽⁵⁸⁾、中世には庚申の日に祀られて道祖神と結びついた猿田彦を祭神とする白髭神社⁽⁵⁹⁾が、主軸を東西方向にもつ前方後円墳である白髭古墳の上に立地することを併せ考えるなら、駅家比定の根拠になりえよう。ただ、だからといってここに濃飯駅家があったと簡単にはいえない。濃飯駅家に関しては幾つかの問題があるからである。駅家の比定は官道の道筋の復原と直接結びつくので、その幾つかの問題を掲げその解決をはかる中で、道筋についての考察を進めることにする。

問題の一つは濃飯駅家が『和名抄』の野里郷にあったのかどうかということ、二つは野里郷の空間的広がり、そして第三は、平城宮から出た天平四年(七三二)の木簡⁽⁶⁰⁾にみえる玉置駅家とやはり平城宮木簡にみえる野駅家⁽⁶¹⁾がどこにあり、濃飯駅家とどのような関係にあるのか、もし場所が異なるのならその原因が何であり、官道の道筋とどう関係したのかということである。第三の問題には、旧説の問題点の再検討や、とくに北川北岸に駅家を比定した場合の官道の道筋の問題なども含まれる。

第一の問題に関しては、『和名抄』にみえる遠敷郡の他の郷名を勘案すると、やはり、濃飯は野里に同じで、駅家は野里郷にあったとみられると共に、平城宮木簡⁽⁶²⁾に野郷野里とみえることから、野里郷と野郷は同じだと考えら

れる。したがって、同じく平城宮木簡にみえる野駅家が濃飯駅家をさす可能性は否定できない。

次に第二の問題に関しては、吉田は野里郷を熊川に比定し、藤岡はここに濃飯駅家を比定する⁽⁶³⁾が、駅家を熊川に比定したのでは松原・弥美駅家經由の官道を考えることができなくなるので熊川説は認められない。濃飯駅家や玉置駅家は松原駅家經由の官道と三尾駅家からの捷路の官道の分岐駅的な性格を有していたと考えられる⁽⁶⁴⁾から、その位置としては熊川よりは上野木↘下野木や平野付近の方が妥当であろう。また、野里↘野木の転訛も認められよう。

問題はこの野里郷が北川をはさんで野木の対岸にある小字駒田付近まで及んでいたかどうかである。この点について筆者は、及んでいたと考えたい。須磨の復原によると、東郷が北川の両岸にまたがって広がっているのみならず、大字中野木・上野木と対岸の大字平野が東郷のうちの青墓里のそれぞれ四里・三里・二里に入っており、その場合に、北川は里の境にはなっていない(図1)からである。駒田を含む大字を平野ということも興味深い。『日本地理志料』⁽⁶⁵⁾はここを遠敷郷に含めているが、遠敷郷が国府付近からここまで及んでいたとすると同郷が余りにも広くない。りすぎる。

次に第三の問題に移る。濃飯駅家については、熊川、平野と、下野木↘上野木付近という三つの推定地がある。このうち熊川は前述のように認められないのに対し、平野は駅家跡である可能性を残している。三つ目の推定地は最も一般的なものであるが、具体的な場所は特定されてこなかった。ところが最近、玉置駅家を想定した発掘調査に携わった入江⁽⁶⁶⁾は、駅家を発見できなかったのをふまえ、濃飯・玉置・野という三駅家の関係について、野駅家と濃飯駅家が同一の駅家で、天平勝宝四年(七五二)に玉置郷が東大寺に封戸として施入されたのに伴って駅家は玉置駅家から野駅家に移され、延喜式の時代には野が濃飯と表記されたと考え、濃飯駅家の場所を大字下野木の小字前・上前田

・下前田・小倉谷・野田に求めた。若狭国分寺跡を含め、遠敷(郡)において古瓦が出土していない以上、「駅」の遺称を残す小字名から想定する……方法にたよらざるを得」ず、「前」を『駅』に、「上前田』『下前田』を『駅田』に、『小倉谷』に『倉』の存在をそれぞれ想定」でき、しかも、下野木には三宅神社が鎮座する、というのがその根拠である。前を駅、前田を駅田の遺称とする解釈は、氏が高く評価する高橋説⁶⁷⁾以外でも行なわれている⁶⁸⁾。しかし、ここでの入江の解釈には三つの問題がある。

その一つは、三宅神社が式内社でない上に、さしたる由緒も伝えておらず、屯倉に着目するならむしろ北川南岸の大字三宅の地が注目されることである。確実な史料に基づく「屯倉一覽」⁶⁹⁾にはあがっていないけれども、重要古墳の分布や三宅という大字地名、あるいは若狭国の皇室領が北川河谷に集中する中で三宅付近に比定される三宅庄もその一つの長講堂領であったことなどから考えて、史料にその名のみえる「三家」郷の遺地としては大字三宅付近が至当であろう⁷⁰⁾。次は、「マエダ」地名が下野木以外にも上中町域の大字瓜生・末野や小浜地域の大字太良庄・府中など北川河谷の平野部に分布するので、前・上前田・下前田という地名が、駅家推定の根拠に必ずしもならないことである。またここに駅家を想定すると官道がどのように走っていたのかわからないという問題もある。官道を積極的に復原し駅家の比定に生かすという近年の方法論上の成果が生かされず、「現在(平野―野木の)どちらの地区にも東西に幹線道路が通り、古代においてもどちらに官道が通っていたと考えても何ら不思議なところではない」と述べるにとどまっている。したがって、入江説をそのまま受け入れることはできない。しかし、否定してしまうこともできない。

新たな考古学的成果が得られない現在、この状況からぬけ出るには、従来、その解明にむけての努力のみられなか

った(A)玉置郷と野里郷の境界と、(B)官道の道筋の復原が必要である。前者(A)の問題から解決しよう。

須磨によって、一三世紀中頃の郷里が条里を単位とした直線の境界で境されていたことが明示されたことや、玉置集落と上野木集落が東西に並んでいることからすると、玉置郷と野里郷の境界がこの両集落間に条里地割に則って直線的に設けられていたと仮定できる。そして、この仮定にたつとき、郷里としてまず浮ぶのは須磨が東郷の東辺とした線である。しかし、筆者は、これではなく、この西一町の線こそが玉置・野里両郷の境界線であつたと推察する。

須磨が復原する東郷の東辺は確かに玉置・上野木両集落の間を通るが、これは、①地割として全く残っていない上に、②両大字の境よりも玉置地籍へ一町入つた部分を通る形になっている。③しかも、この東辺を大字玉置の北までのばすと、東西に一ノ坪から五ノ坪まで並んでいる条里地区の五ノ坪の部分に至る。これら三つの事実はいづれもこの線を玉置郷と野里郷の境界線と解釈することの不合理性を示唆している。それに対し、この線より西一町の線については、上の三つの事実のそれぞれに対応する形で、極めて興味深い事実が認められる。すなわち、この線は、①北川の兩岸に展開する平野の部分の直線的に貫く明瞭な地割として残っている上に、②北川北岸においては大字玉置と上野木の大字界をなすし、北川南岸においては旧松永村と旧三宅村の村界(大字平野と日笠の大字界)をなしている。また、③この線を北へのばすと、五ノ坪ではなく、六ノ坪に相当する小字小倉にいたる。これらのことは、歴史地理学的にみると、後者の線をもって玉置郷と野里郷の境界線という解釈を成り立たせるであろう。

このような考えにたつとき、この郷界が国府の南から約四・六キロメートルにわたって直線的のびてきた推定官道と交わる部分を小字境ノ手ということが興味をひく。また、この地点を境としてこれ以東では直線状の地割は余り明瞭でない。もっとも、だからといって、少くとも三尾駅家からの官道(捷路)が境ノ手以東では北川南岸を通じて

いなかったとみることは妥当ではない。境ノ手以東の北川南岸において幾つかの寺院跡や上船塚・下船塚・十善の森などの重要な古墳が白鬚古墳同様、主軸を東西方向において若狭街道に沿うように分布することや——確かな根拠を提示する余裕はないものの——、天徳寺—井ノ口間に直線的な道（若狭街道）があったり、部分的に改変されて若狭街道になったとみられる直線状の道を三宅—仮屋間で復原できそうなことからすると、やはり、捷路の官道は、境ノ手以東でも北川南岸を通過していたと考えるのが自然である。

それはともかく、以上の検討から、玉置駅家は、境ノ手を通り行政界として残っている南北線を境としてその東側に、他方、濃飯駅家はその西側にあったとみることができる。

ではその場所としてはどこが最もよいか。濃飯駅家を大字平野の小字駒田にあてる場合を別として、同駅を北川の北岸に求めたり、玉置駅家について考える際には、官道の具体的な道筋の復原という、前述した(B)の問題を解決する必要がここで生じる。

この点について、筆者は、図1に示す、北川の兩岸を北東—南西方向に斜行する官道があったと考えたい。北一七度三〇分東の方位をもつ条里地割の残存するこの地域にあって、北川の南北兩岸にこれとは異なった方位をもって続くこの線は、地割の明瞭さ(2) (図8)と、それが小字界を連ねる形で続いている点においてまず注目されるが、これに加えて次のような興味深い事実を指摘できる。

その一つは、松永川が先の東西方向の推定官道と交わる付近でこの斜行地割の南西が終わる形になっていること、二つは、その手前で先に注目した小字旅所・社ノ神および西繩手を通過することである。また、この斜行地割の他方の端は、野里郷と玉置郷の郷界線を玉置郷側に入るとすぐに小字上驥の字界線沿いに小字清水に至り、ここで終わっ

ているが、このこともまた注目される。それは、藤岡ら(73)が「厩牧令」にみえる駅家の立地条件に依拠して、その推定に用いている清水という小字地名と、より直接的に駅家に因む地名として用いられている松木(74)という小字地名が、大字玉置内の官道とみなしたい地割に沿うようにあり、しかも、両小字に接して、役代・窪ノ前・的場や、太良荘開発領主長田師季の本貫に由来するのではないかとされる(75)上長田・下長田・向長田という小字が分布するからである。

この地域では発掘は行なわれてこなかったけれども須恵器などの遺物は出ているし、その上、玉置駅跡を想定した発掘では駅家跡は発見されなかったものの遺構や遺物の内容(後述)からみて遠敷郡のかなり重要な地区であったと推察すべきであろう玉置遺跡と、現玉置集落をはさんでその南側にあたるという位置関係は、後述の発掘結果をふまえるなら、松木付近に玉置駅家を想定する際の傍証の一つになると思われる。

『玉置遺跡Ⅰ』で大森は、発掘結果をふまえ、官道と駅家について次のように述べた。——「駅家は主要幹道に沿って設置され……条里のラインに合せて直線的な道路①(傍線は筆者)が存在したであろう。ところが、今回の遺構所在地は玉置集落の北側山裾に接し……その西側延長は野木山東側山麓に突当る……山を挟んで道路を設置したとは考えられず、広谷(玉置)から上猿辺(中野木)への道②は肯定できかねる……。したがってこの遺構は玉置の駅家にかかわるものではない。……玉置駅家は、現集落と重なって存在する③ことが考えられ、集落を通る道④が或いはかつての官道であったのかも知れない」(76)——。しかし、玉置遺跡が駅家跡でない根拠として⑤の道を想定する必要は何らないし、④の道が③的な道でないのにそれを官道と推定するのは矛盾している。また③の理由もわからない。

同書は、小字墓下地籍で発掘された桁行七間、梁間四間の建物について、常識的には官衙に伴う建造物だが、立地

的にも年代的（一〇世紀初め～中頃）にも玉置駅家とみられず、郡衙と推定できる条件もなく、また、寺院としての伽藍配置が認められないので寺院跡の可能性もなく、したがって、庄園の支配者につながる権力者の住居跡であろうと結論づけた。しかし、

1 検出された南向きの建物遺構は一戸のみで、瓦の使用は認められないものの、柱の直径が約三〇センチメートルもあって、須恵器や緑釉(77)・灰釉の土器が伴出する。

2 遺構上面より上部で出土した六世紀代と推定される高杯が国分寺跡で発見されたものと同じである。

3 浅い溝状の遺構周辺に、畿内の影響をうけたと考えられるものを含む古式土師器が集中的に出土する。

4 小字墓下の東の小字広谷でも多数の須恵器が出土する一方、建物遺構跡の西約四町の小字杉本でも平安期のものと同定されるかなりの緑釉・灰釉土器や多数の須恵器・土師器が出土している。

5 小字下芝欠では平安時代を中心とする須恵器と開元通宝が出土している。

といった考古学的成果(78)や、

6 建物跡付近が微高地をなしている。

7 小字杉本に近接して小字倉柱(79)・下倉があり、

8 杉本の南（小字下芝欠(80)・芝欠）には、郷界線に東接する形で、方三町をうかがわせる地割の一部が小字界をなしており、しかも、先述の斜行地割はこの南を斜めに通る。

という諸点を勘案するならば、玉置遺跡からその西にかけての地区が、権力者の住居跡ではなく、ある種の地域中心的な地区であった可能性が考えられる。そして8の後半の事実注目してこの斜行地割を官道と仮定するならば、こ

の地区はまた官道に直結する性格を有する地区として浮かび上がってくる(81)。この解釈の方が、無理に住居跡と解するよりも自然であろう。

屋上屋を架すような説明になったが、以上によって、地域中心的な地区の南にあたる松木周辺に玉置駅家がおかれ、斜行地割はそこへ至る官道であると考えられよう。

では、濃飯駅家と野駅家はどこに比定するのが最も妥当か。まず、弥美駅家・松原駅家經由の駅家として玉置駅家、三尾駅家からの捷路の駅家として野駅家があり、両駅家が奈良時代には併置されていたという可能性は、野駅家の名のみえる平城宮木簡の年がわからないために否定できないし、弥美駅家―玉置駅家間、野駅家―三尾駅家間の距離が各々規定の約一・五倍、一倍になるという特殊条件(82)も考えられなくはないが、やはり、北川をはさんでこの二つの駅家が並置されていたと考えることは不自然であろう。つまり、天平四年(七三二)当時存在した玉置駅家は、天平勝宝四年(七五二)に玉置郷が東大寺の封戸として施入されたのに伴って廃され、以後、駅家が西隣の野郷に移されて野駅となったと考える方が自然である(この場合、野駅家の名のみえる木簡は七五二年以後の奈良時代のものともなされる)。

次に、野駅家と濃飯駅家が同一のものであり、玉置郷と野里郷の郷界線以西にあったと考える(前述)ので、該当する範囲について、小字名や二本の推定官道との位置関係を検討すると、入江が比定した前・上前田・下前田の地は、字名は興味深い官道から外れる(83)ために認め難く、やはり、駒田付近が駅家跡として妥当であると考えられる。一三世紀中頃の東郷は西郷に比べ田地の開発率が格段に低かったが、東郷のうちの北川南岸では、駒田付近が比較的田地として利用されていたことはその一つの傍証とならう。

したがって、玉置駅家を過ぎたところで向きをかえて南西方向へ直進し国分寺の東に至る斜行の官道が、駅家の変更によって廃され、これに伴って小字境ノ手と国分寺の間は駒田を通る東西方向の官道のみになり、弥美駅家からの官道は、旧玉置駅家をすぎたところで郷界線をなす道を官道とする形で南へ折れて北川南方の境ノ手に至り、東西方向の官道に合したと考えられる。

五 結びにかえて

以上、憶測の上に憶測を重ねるような記述に終止したが、一応、若狭国府、濃飯駅家・野駅家・玉置駅家、国分尼寺の推定を併せ行ないながら、国府と濃飯駅家間の古代官道―北陸道―が直線的な計画道路であったことを論じた。

北川河谷の交通の歴史地理の問題としては、別稿で論じる熊川宿に関する問題のほか、濃飯駅家以東の古代官道の推定⁽⁸⁴⁾や本稿の分析の精緻化、あるいは、このような道筋の近世的な若狭街道の道筋への変遷の問題、また中世太良荘からの物資輸送の具体的な道筋⁽⁸⁵⁾や、古墳時代以来次第に西漸し、西津・小浜湊の繁栄と城下町の建設をもって今日の基礎が築かれた、北川河谷における地域中心の移動の問題などが残っている。他日を期したい。

付記 歴史地理学の意義を説きつつお導き下さり、過去から現在までの、都市の建設・整備を含む様々なレベルの空間―地域整備という問題に対する関心を育んで下さいました故藤岡謙二郎先生に、雑文ではありますが、本稿を捧げさせていただきます。また本研究のきっかけは、筆者が一九八二年度の地理学野外実習（野垣勝彦君ほか一九名参加）で上中町と小浜市を対象とする総合調査を担当したことにある。その際、両市町の関係機関や亀井清氏はか現地の皆様から暖かい御援助を賜った。さらに、その後の調査では両市町のほか美浜町と岩本次郎氏のお世話になると共に、大森宏・入江文敏両氏から発掘結果について教示を得、須磨千頌氏の論文を参考にさせていただいた。記して感謝致します。

注・参考文献

- (1) 西塚・上ノ塚・中塚という三つの前方後円墳が集まり、若狭国造膳カシマノ臣ゆかりの地と推定されている膳部山西麓―北川と鳥羽川の合流地域付近に想定される。狩野 久「御食国と膳氏―志摩と若狭―」(坪井清足・岸俊男編『古代の日本 第5巻近畿』角川書店、一九七〇)。石部正志「若狭」(近藤義郎・藤沢長治編『日本の考古学Ⅳ 古墳時代(上)』河出書房新社、一九六六)。白崎昭一郎「越前若狭の古代史」福井県郷土史懇談会、一九八〇、一七六―一九一頁。
- (2) 狩野 久 前掲(1)。この役割を課されていたことが、わずか二郡(のち三郡)で立国された理由と考えられる。
- (3) 発表時に力点をおいた熊川宿に関する考察は行論と紙数の都合で別稿にまわした。この点、御海容願います。
- (4) 三方町気山にあてゐる芦田説、上中町熊川にあてゐる藤岡説以外は耳川下流域にあてゐる。そのうち、真柄は河原市に求めたが、他はこの西の郷市に比定し、井上も郷市より東にはないという。芦田伊人「北陸道古駅新考」歴史地理、八三一―、一九五二。藤岡謙二郎『国府』吉川弘文館、一九六九、一六四頁。同「延喜式」の駅集落とその機能的分類について」(楳原考古学研究所編『日本古文化論攷』吉川弘文館、一九七〇)。真柄甚松「若狭国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅱ』大明堂、一九七八)。井上通泰『上代歴史地理新考南海道 山陽道 北陸道 山陰道』三省堂、一九四一、四〇八頁。伴 信友『若狭旧事考』一八二五(伴信友全集 第五)、図書刊行会、一九〇九。大槻如電『駅路通 下巻』六合館、一九一五、五頁。福井県「福井県史第一冊第一編」一九二〇、一一五頁。福井県三方郡教育会『三方郡誌』一九一一、二〇七頁。なお、藤岡は『都市と交通路の歴史地理学的研究』大明堂、一九六〇、八八頁では、弥美駅家は芦田説に従い、濃飯駅家を熊川にあてゐる。なお若狭国には伝馬はおかれていない。
- (5) 郵岡・「福井県史」・米倉は野木にあて、伴はそのうちの上野木、大槻は下野木に求める。これに対し井上と真柄は平野に、吉田と藤岡は熊川に比定する。郵岡良弼『日本地理志料 卷三十』東陽堂、一九〇三。米倉二郎「中世に至る若狭小濱平野の歴史地理」歴史地理、六六一―四、一九三五。吉田東伍『大日本地名辞書 中巻』富山房、一九〇二、一八五四頁。なお坂本太郎「国府と駅家」(一志茂樹先生喜寿記念会編『一志茂樹博士喜寿記念論集』一九七六)は、『福井県史』と藤岡の説を併記するにとどめ、かつ国府と駅が離れていたという。

- (6) 三尾駅家については諸説あるが、安曇川町三尾里にあてる藤岡説へ前掲(4)√が至当であろう。井上はこのルートを考えていない。木下 良「国郡区の編成と主要施設・交通」(竹内理三他編『日本歴史地図 原始・古代編(下)』一九八二、一三四頁)。
- (7) 金坂清則「古代越前国地域整備計画についての一試論—今立・丹生郡を中心に—」日本海地域史研究、第五輯、一九八四。
- (8) この道筋についてはすでに真柄が指摘へ前掲(4)√している。「ダイドウ・オオミチ」地名は古代官道に因むとは限らないが、この場合はそれに由来するであろう。ただ弥美駅家の所在地については、大字河原市の小字駒ヶ田付近よりも、大字郷市の小字馬作・早稲田から大字興道寺の小字早子にかけての部分の方が妥当であろう。馬作が注目されるほか、早子が、「駅子」からの転訛と考えられ、早馬を想起させるからである。前後駅との距離の点でも、若狭国府からくる場合には耳川を渡る手前にあたる郷市の方がよいであろう。
- (9) 前掲(7)参照。なお駅路—官道に関する足利の研究は名著『日本古代地理研究』大明堂、一九八五としてまとめられた。
- (10) 福井県小浜市『国指定史跡 若狭国分寺跡環境整備事業報告書』一九八四、一〇頁。
- (11) 服部昌之「古代における直線国境について」歴史地理学紀要、一七(政治区画の歴史地理)、一九七五(『律令国家の歴史地理学的研究』大明堂、一九八三、四二三—四六四頁)。
- (12) 前掲(5)
- (13) 須磨千穎「若狭国遠敷郡の条里について——文永二年中手西・東西郷検田帳案の地図上復元——」小浜市史紀要、第五輯、一九八一。以下、須磨とあるのはこの論文をさす。
- (14) 地籍の一部は錯綜している。なお、小字地名の分布については、税務課所蔵の地籍図のほか、伊藤一樹「若狭国字名一覽 小浜市の巻」若狭、第三号、一九七八を参照した。
- (15) 前掲(4)、一九六〇、三六—三九頁。
- (16) 前掲(4)、一九六九、一六四頁。
- (17) 大森 宏「小浜市の条里制遺構」小浜市史紀要、第三輯、一九七二。
- (18) 木下 良「国府の十字街」歴史地理学紀要、一九(都市の歴史地理)、一九七七。

- (19) この誤りは、大字多田の三つの小字が大字和久里・木崎と大字遠敷・金屋の間に介在しているのを見落したために生じた。
- (20) 田中も米倉の推定地を含む形で方五町の国府域を推定する(田中完一「敦賀・若狭の条里」自然と社会 四三、一九七七)。七)。なお、上中町大字杉山に小字府中・上府中・小府中がある。
- (21) 足利健亮 前掲(9)。木下 良「日本古代官道の復原的研究に関する諸問題——特にその直線の路線形態について——」人文研究(神奈川大)、七〇、一九七八。
- (22) 米倉二郎「国の昇格と国府の変容」史林、六六一、一九八三。なお、藤岡の方四町説については触れられていない。
- (23) 前掲(18)
- (24) その理由を市の税務課は属人主義に求めているが、中世における所領の錯綜が遠因をなしているのではと憶測される。
- (25) 藤岡謙二郎 前掲(4) 一九六〇、三九頁。
- (26) 大森氏と共に発掘を担当している入江氏による。
- (27) その理由は詳らかでないが、あえていえば駅家の存在が憶測される。
- (28) 『東寺百合文書 に』(『大日本古文書 家わけ第十 東寺文書之一』一九二五、八二一〜八六四頁)。
- (29) 『東寺百合文書 ハ三号』。前掲(13)
- (30) 前掲(13)
- (31) 福井県 前掲(4) 附録三。
- (32) この坪の北西にあたる小字を土器田どきでんという。また、この東の小字紙漉田は、紙が若狭国の中男作物の一つになっているので、興味もたれる。
- (33) 佐々木銀弥『荘園の商業』吉川弘文館、一九六四、五一頁。
- (34) ここに入る小字高田についてコウダー国府田からの転訛と推測できないだろうか。
- (35) 前掲(4)、一八八〜一八九頁。
- (36) 前掲(18)参照。
- (37) 前掲(2)参照。

- (38) 前掲(22)
- (39) 前掲(11) 一九八三。竹内理三「古代国勢一覽」(児玉幸多・小西四郎・竹内理三監修『日本史総覧 考古・古代一』新人物往来社、一九八三、五六七～五六九頁)。
- (40) 大森氏からの聞きとりによる。
- (41) 藤岡謙二郎 前掲(4)は国府自身が河口都市だったと考える。大森宏 前掲(17)。もっとも、港の位置については、推定国府域の北東かと憶測されるものの、わからない。国府域北辺の東四町の坪の部分にのみ「西津」の名がみえ、その北を北川が流れ、国分寺方面からの遠敷川の旧河道に沿う形になり、大溝・中大溝・下大溝などの小字地名が分布するというのが憶測の理由である。今富荘の港として小浜の名称が初出するのは、これより遅れて乾元二年(一三〇二)である。
- (42) 前掲(18)
- (43) 国府域が画されていたという考えに基づく、あくまでも推定である。最近、木下は発掘成果からみると明確な国府域の存在に再考の余地があるという興味深い指摘を行なっているが、他方では高橋のように国府域―「都市域」の存在を支持する考え方もある(高橋誠一「肥前国府に関する再検討」人文地理、三六一―一九八四)。なお、この国府域の南には山腹に多数の古墳の集中する山地をひかえると共に、南北の中軸線を南へ延長した先のやや(〇・五町)西には式内社多太神社が鎮座する。また、式内社若狭彦神社と若狭姫神社の間の大字金屋には式内社小浴神社こゆのみやしろにあてられる小浴神社(惣社大明神)が鎮座する小字惣社谷と惣社前があり、近くには大將軍・倉谷という小字もある。そして遠敷川をはさんだ対岸のやや北にある小字市場丁は、遠敷市(庭)の遺地だと考えられる。いわゆる総社は従来、推定国府域西辺から約八町の地点(府中集落内の小字南町)に鎮座し総社権現ともいわれる惣神社だとされており、佐々木慶一「諸国総社所在地一覽」(前掲(39)、五一〇頁)もこれに従っているが、福井県内務部『福井県史跡勝地調査報告 第二冊』一九二一、八頁には、「沿革詳ならず」とある。惣社は一三世紀中頃には存在したことが前記史料からわかる。なお、推定国府域の北端にあたる小字長黒については、コクテョウの逆だと解するのは憶測にすぎるとしても、武藤によると但馬国粟鹿駅家の地とされる地点に小字長黒があり、氏は、「長通り、長黒の『長』は、地方官人の総称とすれば、この地名は官道に関係するものと考えられる」という。武藤直「但馬国」(藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅲ』大明堂、一九七八)。ちなみに、この部分の道筋は直線的である。
- (44) 足利健亮「吉備地方における古代山陽道・覚え書き」歴史地理学紀要、一六(交通の歴史地理)、一九七四。前掲(9)。

- (45) 大字東市場・上野・四分一に入る。なお木全は、従来、古代官道の推定に用いられてきた「繩手」地名について再考の必要があることを指摘したが、この場合はやはり官道に因むとみてよいであろう。なお氏は、小浜・敦賀から福井平野に分布する繩手地名について、古代出雲との関係から一言している。木全敬蔵「繩手地名——小字地名のデータベース化への実践作業——」地図、二三四、一九八五。
- (46) 白崎昭一郎「前掲(1)、二二六頁Vは、六世紀後半にできた古墳の被葬者の子孫が遠敷郡郡司になり、その氏が国分寺に転用されたためであろうと推定している。なお、若狭彦神社と若狭姫神社の中間付近の極小の谷に小字口国分寺・中国分寺・奥国分寺がある。
- (47) 網野善彦「遠敷市」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典 第二巻』吉川弘文館、一九八〇、八八二頁)。氏はこの東の大字東市場に東市があり、遠敷市と東西両市をなしていたとも考えられるとしている。これも官道に沿う形になるので興味深い。福井県 前掲(4) 三三四頁参照。
- (48) 前掲(31)に、「国分寺廿五町五十歩 即一六町四反百七十歩 尼寺七町五反二百四十歩……」とみえる。
- (49) 齋藤 忠「国分僧寺と国分尼寺との距離及び方位に関する一考察」『末永先生古稀記念 古代学論叢』、一九六七、のち斎藤 忠『日本古代遺跡の研究 論考編』吉川弘文館、一九七六。
- (50) 藤岡謙二郎 前掲(4) 一九六〇、三八頁。ただし、西南流としているのは北西流の誤り。
- (51) 前掲(17)
- (52) 福井県内務部 前掲(43)、四〇六頁、九〇一〇頁(上田三平執筆)。前掲(10) 二頁。
- (53) 前掲(49)
- (54) 福井県内務部 前掲(52)、九頁は、国分寺所蔵の「奈良期又は之に近き頃」の華瓦を国分寺境内から出土したものであるという伝えがあると述べるが、発掘では瓦は出ず、檜皮葺であった可能性が強いとされた(前掲(10) 二頁V。前掲(10)によると、右の瓦は奈良時代前期の京都・大宅廃寺式軒丸瓦であり、また、ここからは多数の布目瓦が出土している(一頁)。
- (55) 日野尚志「南海道の駅路——阿波・讃岐・伊予・土左四国の場合——」歴史地理学紀要、二〇(村落の歴史地理)、一九七八。同「駅路考——西海道・南海道の場合——」九州文化研究所紀要、二四、一九七九。
- (56) 名称自体が興味深いのみならず、かつて奈良く平安時代初期のものとした(前掲(43)、九一〇頁V)寺塔礎石がある。

- (57) 『日本古代交通路の研究Ⅰ～Ⅳ』では、伯耆国松原駅家（中林 保）、丹後国匂全駅家（竹岡 林）、近江国三尾駅家などの比定に駒田地名が用いられる。
- (58) 遠敷郡教育会『若狭遠敷郡誌 全』、一九三三、一二四頁。なお、大字太興寺の山王社（日枝神社）は太興寺の遺地であるが、本書一二三頁によると、正応三年（一二九〇）創立と伝えられるこの神社にも、当時在位した伏見天皇が二二反の田を寄進したという伝えがあり、興味深い。
- (59) 上野国坂本駅家の想定地にも白髭神社が鎮座する（金坂清則「上野国」、藤岡謙二郎編前掲（4）、五五頁）。なお、木下良は肥前国賀周駅家の地に「猿田彦神社があり、交通神とされる見借庚申尊を祀る祭事のある」ことを紹介している（木下良「肥前国」、藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅳ』大明堂、一九七九、八六頁）。なお、白髭古墳は上船塚・下船塚・上ノ塚・中塚・西塚などとはほぼ同時期の古墳である。石部正志 前掲（1）。
- (60) 『平城宮木簡一』三四六、一九六六、「玉置駅家三人黒万呂御調三斗 天平四年九月」
- (61) 『平城宮発掘調査出土木簡 十五』一九八二、「若狭国遠敷郡野駅家大湯坐速野郷里 十月十五日」
- (62) 『平城宮木簡一』三四七、一九六六、「若狭国遠敷郡野郷里秦人文屋調三斗九月」、なお同書解説には「『野郷』は『和名抄』に野里郷とあるが、伴 信友は『里』は『伊』の誤写とする」と付記している。
- (63) 藤岡謙二郎 前掲（4）一九六〇。萩岡良弼 前掲（5）
- (64) 大槻八前掲（4）Vは、若狭国府・濃飯駅家から弥美駅家と三尾駅家へむかう駅路の分岐駅として三宅駅家を補い、その地を駅間距離がほぼ等しくなる旧三宅村市場に比定する。『福井県史』前掲（4）も同じ考えをとる。
- (65) 萩岡良弼 前掲（5）
- (66) 福井県遠敷郡上中町教育委員会『玉置遺跡——第2次発掘調査報告——』一九八三、一八〇～一九頁。
- (67) 高橋美久二「播磨国賀古駅家について」（藤岡謙二郎先生退官記念事業会編『歴史地理研究と都市研究（七）』大明堂、一九七八）。同「古代の山陽道」古代を考える、一七、一九七八。同「古代の山陽道」（小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会編『考古学論考』平凡社、一九八二）。なお高橋のすぐれた考え方については吉本昌弘「播磨国の山陽道古代駅路」歴史と神戸、二四一一、一九八五参照。
- (68) 例えば、吉本昌弘「播磨国明石駅家・摂津国須磨駅家間の古代駅路」歴史地理学、一二八、一九八五。武藤直「播磨国」

〔藤岡謙二郎編『古代日本の交通路Ⅲ』大明堂、一九七八。〕

(69) 新野直吉「屯倉一覽」へ前掲(39)、六九〇七〇頁。なお、千田稔「ミヤケの地理的実体―畿内とその周辺における立地と地割の問題」史林、五八―四、一九七五は、「大化以前のミヤケは……水陸交通系に密接な相関をもって立地する」と指摘するが、この点でも三宅の地は屯倉の地としてふさわしい。

(70) 狩野 久 前掲(一)

(71) 東郷の東側の境界線が玉置郷と野里郷の境界線と一町ずれる理由についてここで検討する余裕はないが、一三世紀中頃に東郷の東に玉置郷があったので、もし玉置・野里両郷の境界線が筆者の想定線でよいとすると須磨説に疑義が生じる。

(72) かつてはこの地割―道に沿って川が流れていた(図3、8参照)。

(73) 藤岡謙二郎 前掲(4)、一九六九、五七頁。そのほか、『古代日本の交通路Ⅰ―Ⅳ』の中では、備中国小田駅家(足利)、信濃国沼辺駅家(青木伸好)、肥後国江田駅家、同高屋駅(木下)など。金坂清則「下野国府、田郡駅家とこの間の東山道について」福井大学教育学部紀要Ⅲ、二五、一九七五。

(74) いわゆるマツキ(松木)地名は前掲(18)のほか、『古代日本の交通路Ⅰ―Ⅳ』の中では、備前国珂磨駅家(足利)、備中国小田駅家(足利)、伊予国大岡駅家、同国新居駅家、同国越智駅家(羽山久男)の比定の際に用いられている。なおマツキ地名の原義は馬糞であり、馬糞や馬次地名も駅家の比定に用いられている。

(75) 福井県遠敷郡上中町教育委員会『わかさ上中町 玉置遺跡Ⅰ―第一次調査概報―』、一九八二、二五頁(大森 宏執筆)。

(76) 前掲(75) 一八―二二頁。

(77) 入江がこれを近江産でないかと推察していることは、近江国三尾駅家からの官道を想起させ、興味深い。

(78) 前掲(66)、(75)。なお、玉置の東隣の大字武生には小字馬作・中將軍・上將軍がある。

(79) しかし、倉柱地区の発掘では若干の土師器が出土したのみで、遺構は出なかった。

(80) 発掘では大半が平安時代(一部、奈良時代)の須恵器をかなり出土している。

(81) 田中へ前掲(20)は、小字清水の北の殿越・殿道・下戸・西戸の部分が玉置駅家か遠敷郡家でないかとする。

(82) 大槻如電 前掲(4)参照。ともに北陸道の支路であるということも考えられてよいだろう。

(83) ただし件 信友へ前掲(4) Vは、上野木村を通る内道と呼ばれる道が古の通路であるという伝えがあると記している。上野木集落を通る、やや直線的な道を西へのはすと筆者の推定国府域に至るが、これを官道の一部とする確かな根拠が得られない。

(84) 弥美駅への官道は、北川河谷を離れたのちは、近世の丹後街道よりも鳥羽川河谷をもう少し北上してから三方郡に入ったと推察される。

(85) 太良荘と遠敷市の関連については前掲(33)、前掲(28)七一八〜七二二頁、および『大日本史料』第六編之二、一九〇一、一四三・一四八頁。なお、遠敷市の東の大字東市場には「市場」のつく小字はないが、遠敷市の東約四キロメートルの現上中町大字日笠および、そこからさらに東約三・五キロメートルの上中町大字市場には、ともに若狭街道に沿うように、各々小字上市場、小字市場・市姫がある。市姫には市姫神社(市杵社)がまつられている。古代の官道から近世の若狭街道への道筋の変遷を考える上で参考となる。小浜の市町には延文三年(一三五八)に市の塔が建立された。また、三方郡の大字上野と大字鳥浜に小字市姫があるし、美浜町の郷市と河原市には市姫神社がある。いずれも丹後街道の近くに分布する。さらに、鳥浜の市姫のすぐ北東には小字郡神がある。耳川下流域も古墳時代以来の中心であるが、鳥浜の東が大字三方なので、郡神が三方郡の中心にかかわるものである可能性が憶測される。なお、三方町大字藤井の小字造道は古代官道に因むものかどうかわからない。